

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。

【労災保険特別加入】

在宅で介護作業に従事する家政婦(夫)については労災保険特別加入に係わる第二種特別加入保険料に充てるべき額(支払われた賃金の 0.55%に相当する額)を求人者の方から徴収いたします。(但し、家政婦(夫)が特別加入した場合に限る。)

* 第二種特別加入の対象となる業務とは、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話、機能訓練又は看護に係るものです。(介護労働者法第2条第1項)

上記手数料は消費税が含まれています。

許可番号 03-コ-050001

事業所の名称及び所在地 有限会社 一関看護婦家政婦紹介所
岩手県一関市桜木町 7-19